



# 島根県報

令和8年1月30日(金)  
第689号  
(毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

令和8年2月定例県議会の招集	(財政課)	2
産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農村整備課)	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水産課)	3
土地収用法の規定による収用又は使用の手続の開始	(用地対策課)	3

### 【公告】

公共測量の終了(3件)	(技術管理課)	4
-------------	---------	---

### 【特定調達公告】

島根県立美術館冷温水発生機R H-2号高温再生器下部缶胴他交換整備業務に 係る随意契約の相手方等	(島根県立美術館)	5
島根県立中央病院におけるナビゲーションシステム及びO-Armイメージング システムの購入に係る一般競争入札の実施	(病院局)	5

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数 料の額の一部改正		8
---	--	---

### 【公安告示】

貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	(警察本部)	9
---------------------------------	--------	---

### 【正誤】

平成16年10月1日付け島根県報号外第105号中	(市町村課)	11
--------------------------	--------	----

## 告示

### 島根県告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年2月12日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸山達也

### 島根県告示第44号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和8年1月30日

島根県知事 丸山達也

#### 1 申請者

株式会社イズミエコストーション 代表取締役 丸山 茂

島根県雲南市三刀屋町三刀屋1062番地

#### 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

島根県雲南市三刀屋町根波別所131番外114筆

#### 3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

#### 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物（以上14品目については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。）及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等

#### 5 申請年月日

令和7年10月10日

#### 6 縦覧場所

島根県雲南市木次町里方531-1 雲南保健所

#### 7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 令和8年1月30日から同年3月2日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### 8 意見書の提出等

##### (1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

##### (2) 意見書の提出期限

令和8年3月16日

## (3) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課

---

**島根県告示第45号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶町野城土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

大國喜久子 大田市山口町山口1205-1

2 就任年月日

令和7年12月4日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

松田 義光 大田市三瓶町野城イ420

---

**島根県告示第46号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和4年島根県告示第25号による保険に付すべき義務は、令和8年1月17日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

多伎町加入区

---

**島根県告示第47号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

島根県

2 事業の種類

二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県浜田市三隅町矢原地内

島根県益田市美都町久原、丸茂、及び宇津川地内

(2) 使用の部分

なし

4 手続を開始する土地

(1) 収用の部分

島根県益田市美都町久原地内

(2) 使用の部分

なし

5 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所

益田市役所及び益田市役所美都分庁舎

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月15日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年5月8日から令和6年3月15日まで

3 作業地域

松江市西谷町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年9月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年8月15日から同年9月24日まで

3 作業地域

安来市清水町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年1月9日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公

告する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年1月16日から令和8年1月9日まで

3 作業地域

松江市島根町野波地内

### **特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県立美術館冷温水発生機R H－2号高温再生器下部缶胴他交換整備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立美術館 島根県松江市袖師町1番地5号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年12月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

荏原冷熱システム株式会社中国営業所 所長 山根 利明 広島県広島市西区庚午中二丁目14番35号

5 随意契約に係る契約金額

37,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付るので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年1月30日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ナビゲーションシステム及びO-A r mイメージングシステムの購入 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

令和8年3月31日（火）

## (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

## 2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県立中央病院の承認を得て、書面により手続きを行うことができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」、小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

## 4 入札書の提出場所等

## (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6430 FAX 0853-21-2975

## (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告日の日から令和8年2月9日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

## ア 交付期間

本公告の日から令和8年2月9日（月）までの間。ただし、イの(ア)の場所にあっては、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する

休日を除く。)

イ 交付場所

(ア) 4の(1)の場所

(イ) 島根県ホームページ上 ([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/))

(3) 入札説明会

実施しない。

5 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年2月16日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならぬ。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

6 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年2月24日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年2月25日（水）午前10時まで

イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年2月24日（火）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月25日（水）午前10時

イ 場所

6の(2)のイの場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該

当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : navigation system and O-Arm imaging system

(2) Desired Date of Delivery : March 31, 2026

(3) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. to 4 : 00 p.m. february 24, 2026

(4) Time limit for tender by bringing : 10 : 00 a.m. february 25, 2026

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. february 24, 2026)

(5) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. february 25, 2026

(6) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

TEL 0853-30-6430

## 島根県病院局告示

### 島根県病院局告示第1号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年2月1日から施行する。

令和8年1月30日

島根県病院事業管理者 山口修平

農薬血中濃度測定検査の項の次に次の2項を加える。

HLA検査（血縁者間の骨髄移植に係る組織適合検査／HLA研究所）

HLA-A, B, C, DRB1検査 1回につき 43,450円

HLA遺伝子型タイピング（NGS法）検査 1回につき 54,450円

HLA検査（LSI）

HLA-ABCLocus検査 1回につき 36,630円

HLA-DR, DQLocus検査 1回につき 36,630円

HLA-DRB1遺伝子型検査 1回につき 59,190円

血縁者間の骨髄移植に係る組織適合検査の項を削る。

遺伝子検査料の項中「HBOCスクリーニング 1回につき 165,000円」を「BRCA1/2 (Invitae)

クイックHBOC 1回につき 242,000円 」

1回につき 77,000円」に、「TP53スクリーニング 1回につき 88,000円」を「TP53(Invitae) 1回につき 77,000円」に改める。

## 公 安 委 員 会 告 示

### **島根県公安委員会告示第2号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和8年1月30日

島根県公安委員会委員長 錦田剛志

#### 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	令和8年5月7日（木）午後1時30分から午後3時まで	島根県、鳥取県 及び広島県で合計15人
	実技試験	令和8年6月27日（土）午前9時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	令和8年5月7日（木）午後1時30分から午後3時まで	同上
	実技試験	令和8年6月13日（土）午前9時から午後5時まで	

#### 2 実施場所

##### (1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

##### (2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

#### 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

##### (1) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<input type="radio"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="radio"/> 法令に関すること。 <input type="radio"/> 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 <input type="radio"/> 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 <input type="radio"/> 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<input type="radio"/> 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 <input type="radio"/> 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 <input type="radio"/> 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区分	科目
学科試験	<input type="radio"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="radio"/> 法令に関すること。 <input type="radio"/> 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 <input type="radio"/> 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<input type="radio"/> 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 <input type="radio"/> 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 4 受検資格

## (1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上あるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

令和8年4月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあっては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正 誤

平成16年10月1日付け島根県報号外第105号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から19	大字大久字白サキ谷	大字大久字白芋谷
		大久白サキ谷	大久白芋谷
14	上から12	大字犬来字横嶋	大字犬来字横島
		犬来横嶋	犬来横島
20	上から16	大字上西字三舛畑	大字上西字三升畑
		上西三舛畑	上西三升畑
25	下から20	大字有木字久曾地	大字有木字久曾地
		有木久曾地	有木久曾地
27	上から21	大字西田字曾久良	大字西田字曾久良
		西田曾久良	西田曾久良
30	上から6	大字加茂字西坪上	大字加茂字西ノ坪上

		加茂西坪上	加茂西ノ坪上
32	上から11	大字加茂字中ノ嶋 加茂中ノ嶋	大字加茂字中ノ島 加茂中ノ島
44	下から12	大字伊後字石畑ヶ道上 伊後石畑ヶ道上	大字伊後字石畑道ノ上 伊後石畑道ノ上
45	上から16	大字伊後字河原畑ヶ二 伊後河原畑ヶ二	大字伊後字河原畑ノ二 伊後河原畑ノ二
	上から20	大字伊後字椎田谷 伊後椎田谷	大字伊後字推田谷 伊後推田谷
47	下から5	大字卯敷字ガンダコ 卯敷ガンダコ	大字卯敷字ガンダコ 卯敷ガンダコ
52	上から6	大字小路字井出畑 小路井出畑	大字小路字井手畑 小路井手畑
54	下から18	大字郡字桶ノ口 郡桶ノ口	大字郡字桶ノ口 郡桶ノ口
56	下から15	大字山田字井出ヶ奥 山田井出ヶ奥	大字山田字井手ヶ奥 山田井手ヶ奥
58	下から19	大字山田字池尻リ 山田池尻リ	大字山田字池尻 山田池尻
59	下から17	大字苗代田字保土 苗代田保土	大字苗代田字保土 苗代田保土

60	上から 9	大字南方字板根	大字南方字坂根
		南方板根	南方坂根
60	上から10	大字南方字板根田	大字南方字坂根田
		南方板根田	南方坂根田
65	下から 5	大字蛸木字田の向	大字蛸木字田ノ向
		蛸木田の向	蛸木田ノ向
67	上から13	大字津戸字西の谷	大字津戸字西ノ谷
		津戸西の谷	津戸西ノ谷
69	上から 6	大字都万字小嶽林	大字都万字小嶽林
		都万小嶽林	都万小嶽林
70	上から13	大字都万字釜屋の後	大字都万字釜屋ノ後
		都万釜屋の後	都万釜屋ノ後
70	下から17	大字都万字西の前	大字都万字西ノ前
		都万西の前	都万西ノ前
73	上から 8	大字都万字坂の上	大字都万字坂ノ上
		都万坂の上	都万坂ノ上
75	上から 7	大字那久字宮の下	大字那久字宮ノ下
		那久宮の下	那久宮ノ下
75	上から15	大字那久字中の平	大字那久字中ノ平
		那久中の平	那久中ノ平

78	上から12	大字油井字尾板坂 油井尾板坂	大字油井字尾抜坂 油井尾抜坂
----	-------	-------------------	-------------------